平成２１年（フ）第２０２７３号
東京都板橋区高島平９丁目１－７－1225
破産者　勝村　　稔
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０５０２号
茨城県筑西市下川島730－１－102
破産者　島田　昌弘
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０６５６号
埼玉県新座市畑中１丁目13－33－113
破産者　渋谷　鋭二
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３０９号
東京都調布市富士見町３丁目８－44
破産者　高橋　律子
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３２７号
群馬県高崎市上大類町1358－４　新谷方
破産者　三雲　光男
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３２８号
群馬県高崎市上大類町1358－４　新谷方
破産者　三雲　和子
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３８１号
東京都墨田区墨田２丁目19番６号
破産者　株式会社バイナリ
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５４８号
東京都墨田区墨田２丁目19－６
破産者　沼田　直由
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７８７号
東京都葛飾区亀有２－16－７－402、住民票上の住所東京都葛飾区お花茶屋３丁目８－８－101
破産者　吉岡　　誠
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９２９号
東京都立川市曙町２－４－23－909、開始決定時の住所東京都八王子市みなみ野４丁目25－１－107
破産者　蛭田　尚盟
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２２５３号
東京都目黒区原町１丁目30－10
破産者　稲葉　朋子
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２６０３号
東京都調布市調布ケ丘３丁目19－12－308
破産者　森川　隆二
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７４０号
埼玉県さいたま市中央区本町東４丁目27－６
破産者　古川　章夫
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８８７号
東京都港区港南４丁目６－６－604
破産者　田中　恭貴
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９４８号
長野県北安曇郡白馬村大字北城11552番地
破産者　エンドレスループ有限会社
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９４９号
長野県北安曇郡白馬村大字北城8573－１、開始決定時の住所長野県北安曇郡白馬村大字北城11552
破産者　手塚　浩幸
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３２２号
東京都練馬区中村北４丁目２－６－1004
破産者　中井　英幸
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４４５号
静岡県浜松市東区常光町194－６
破産者　瀧口みな子（旧姓山崎）
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２９０号
岩手県盛岡市箱清水１丁目13－33
破産者　橘　けい子
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９９号
東京都足立区足立３丁目30番22号205
破産者　有限会社清野工業
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０９号
東京都足立区千住緑町２丁目19番３号
破産者　株式会社トーユーロジスティック東京
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１０号
東京都足立区千住関屋町17－40－1112
破産者　本戸　賢三
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０４号
北海道函館市入舟町５番13号
破産者　有限会社ＫＡＺ－ＦＯＯＤ
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部